

■ 告 示**◎群馬県告示第251号**

鳥獣保護区設定の告示(昭和34年群馬県告示第388号)の一部を次のように改正し、令和6年11月1日から施行する。

令和6年10月18日

群馬県知事 山本 一 太

表箕郷鳥獣保護区の項中「と並行する」を「に架かる箕郷大橋左岸で」に、「中和田橋」を「中和田橋左岸」に、「市道0101号線」を「天神橋左岸で市道0101号線」に、「西に進み市道0102号線」を「西に進み天神橋を経て市道0102号線」に、「市道5337号線」を「黒沢川に架かる鈴蘭橋左岸で市道4231号線」に、「市道219号線」を「市道0219号線」に、「新坂橋を経てさらに北東に進み同市箕郷町大字松之沢地内の」を「、車川に架かる新坂橋を経て東北東及び北に進み、浦川に架かる鞍置橋を経てさらに北及び東北に進み、大沢川に架かる」に、「平成26年11月1日から平成36年10月31日」を「令和6年11月1日から令和16年10月31日」に改める。

◎群馬県告示第252号

鳥獣保護区設定の告示(昭和39年群馬県告示第494号)の一部を次のように改正し、令和6年11月1日から施行する。

令和6年10月18日

群馬県知事 山本 一 太

表赤谷湖鳥獣保護区の項中「利根上流森林計画区の国有林」を「国有林利根上流森林計画区」に、「同国有林210林班い小班とろ6小班」を「同国有林210林班の「い」小班と「ろ6」小班」に、「同国有林210林班い小班とろ6、ろ7各小班」を「同国有林210林班の「い」小班と「ろ6、ろ7」各小班」に、「同国有林211林班ほ2小班とは小班及び民有林」を「同国有林211林班の「ほ2」小班と「は」小班及び民有林」に、「同国有林211林班ほ2小班とは小班との小班界」を「同国有林211林班の「ほ2」小班と「は」小班との小班界」に、「同国有林211林班ほ2小班とほ1小班及びほ1小班」を「同国有林211林班の「ほ2」小班と「ほ1」小班及び「は」小班」に、「同国有林211林班ほ2小班とほ1小班の小班界」を「同国有林211林班の「ほ2」小班と「ほ1」小班の小班界」に、「同国有林212林班ろ小班」を「同国有林212林班の「ろ」小班」に、「同国有林212林班い小班」を「同国有林212林班の「い」小班」に、「同国有林224林班ち小班とい1小班」を「同国有林224林班の「ち」小班と「い1」小班」に、「同国有林224林班い1小班」を「同国有林224林班の「い1」小班」に、「平成26年11月1日から令和6年10月31日」を「令和6年11月1日から令和16年10月31日」に改める。

◎群馬県告示第253号

鳥獣保護区設定の告示(昭和59年群馬県告示第779号)の一部を次のように改正し、令和6年11月1日から施行する。